

道路占用 許可申請 協議書

(正 本)

Table with columns: 新規, 更新, 変更, 鶴道占第, 号, 年, 月, 日

鶴ヶ島市長様

令和 年 月 日

〒 住所

氏名

担当者

TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

Main application form table with sections: 占用の目的, 占用の場所, 占用物件, 占用の期間, 工事の時期, 道路の復旧方法, 備考

記入要領

- 1 「許可申請 協議書」、 「第32条 第35条」 及び 「許可を申請 協議」 については、該当するものを○で囲むこと。
2 「新規 更新 変更」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従来の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
4 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
5 「占用の目的」欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。
6 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
7 「占用物件」欄には、占用物件の名称、規模（数量の内訳）、数量を記載すること。
8 「占用物件の構造」欄には、占用物件の材質等を記載すること。なお、図面により示す場合はその旨を記載すること。
9 「工事実施の方法」欄には、施工主の住所・氏名を記載し、道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールド等を別に記載すること。
10 「道路の復旧方法」欄には、道路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同等に復旧する内容を記載すること。なお、図面により示す場合は、その旨を記載すること。
11 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造を明らかにした図面その他に必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

道路使用許可申請に係る同意書

鶴 道 占 第 号

西入間警察署長 様

〒
住 所

氏 名

担当者

TEL

占用の目的					
占用の場所	路線名	市道	号線	車道・歩道・その他	
	場 所	鶴ヶ島市 鶴ヶ島市		番 番	地先から 地先まで
占用物件	名 称		規 模	数 量	
占用の期間	令和 年 月 日から	年間	占用物件 の 構 造		
	令和 年 月 日まで				
工事の時期	令和 年 月 日から	日間	工 事 実 施 の 方 法		
	令和 年 月 日まで				
道路の 復旧方法	道路管理者の指示どおり				
備 考			通行の禁止 又は制限 (制限の種類)	車両通行止・片側通行止・徐行	

上記のとおり道路使用許可に同意します。

令和 年 月 日

鶴ヶ島市長



道路占用 協議 可議 書

新規	更新	変更
----	----	----

鶴道占第号
令和 年 月 日〒
住所

氏名

令和 年 月 日付け 号で申請のあった道路占用については、
別紙条件を付して下記事項につき 許可 回答 します。 鶴ヶ島市長 印

占用の目的						
占用の場所	路線名	市道	号線	車道・歩道・その他		
	場 所	鶴ヶ島市 鶴ヶ島市		番 番	地先から 地先まで	
占用物件	名 称		規 模	数 量		
占用の期間	令和 年 月 日から		年間	占用物件		
	令和 年 月 日まで			の 構 造		
工事の時期	令和 年 月 日から		日間	工事実施		
	令和 年 月 日まで			の 方 法		
道路の 復旧方法	道路管理者の指示どおり		添付書類	案内図	平面図	縦断図
				横断図	構造図	その他
備考						

占 用 料	(算定)	※占用料は、別途発行する納入通知書の納期限までに納入し てください。	
	初年度		円
	年 額		円
	○減額 ○免除 ○無料		

教 示

- 異議申立てについて
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鶴ヶ島市長に対して異議申立てを
することができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したとき
は、異議申立てをすることができなくなります。
- 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったこと
を知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鶴ヶ島市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において鶴ヶ島市を
代表するものは鶴ヶ島市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日
から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して
1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(審査用)

道路占用許可審査書兼 道路使用許可申請に係る同意伺書

起案	令和	年	月	日
決裁	令和	年	月	日

条件付許可 不許可 返戻	市長	副市長	部長	課長	主幹	主査	主任・担当	作成者
--------------------	----	-----	----	----	----	----	-------	-----

審査意見	道路建設担当主査						公印使用

占用の目的

占用の場所	路線名	市道	号線	車道・歩道・その他
	場 所	鶴ヶ島市 鶴ヶ島市		番 番 地先から 地先まで

占用物件	名称	規模	数量

占用の期間	令和 年 月 日から	年間	占用物件 の構造
	令和 年 月 日まで		

工事の時期	令和 年 月 日から	日間	工事実施 の方法
	令和 年 月 日まで		

道路の 復旧方法	道路管理者の指示どおり	添付書類	案内図	平面図	縦断図
			横断図	構造図	その他

備考	通行の禁止 又は制限 (制限の種類)	車両通行止・片側通行止・徐行
----	--------------------------	----------------

占用料	(算定)	
	初年度	円
	年額	円
	○減額 ○免除 ○無料	